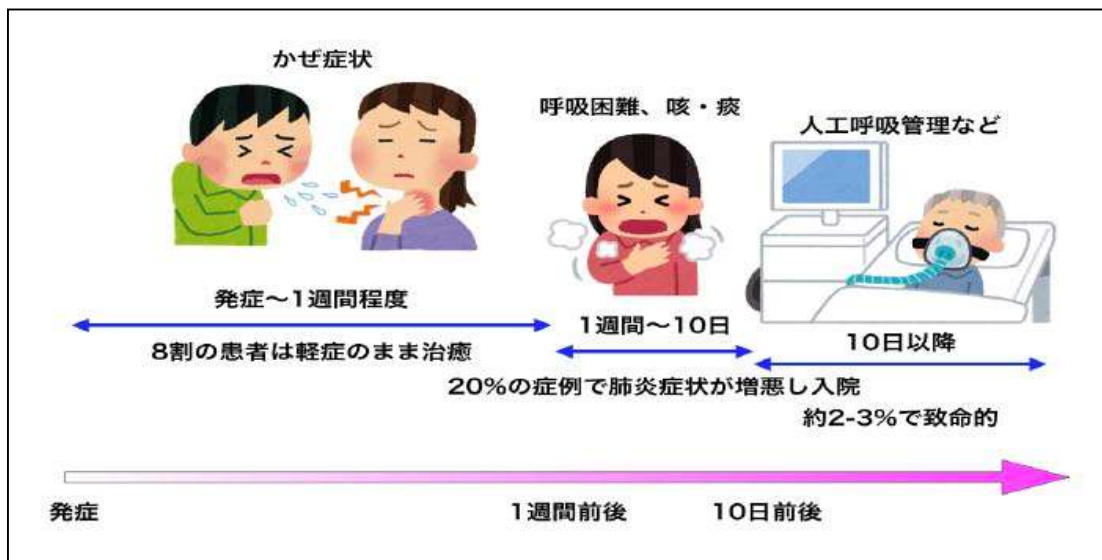


## コロナウイルス対策マニュアル

### 1、 コロナウイルスの症状

- ・ウイルスは空気中で約3時間。物体に付着した状態で約3日間生存する。
- ・ウイルスが体内に入ってから発症までの潜伏期間は約5日（1～14日）
- ・発症から約3日で風邪のような症状（発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、関節痛、筋肉痛、嗅覚障害、味覚障害）が出る。
- ・重症化事例については、発症から約7日で肺炎の症状（咳、痰、呼吸困難）が出る。
- ・80%は軽傷のまま治癒する。



### 2、 コロナウイルスの感染経路

- ・接触感染（ウイルスが付着した物（トイレの便座、ドアノブ、木製品、金属製品、着衣等の布製品に触れた手指を介して感染）
  - ・飛沫感染（咳やくしゃみ等の飛沫が口から入って感染）
- ※咳やくしゃみは周囲2 m程度に飛び散る。

### 3、 コロナウイルスの予防対策



#### 1) 体調管理

##### ①家庭の協力を得ること

- ・ 来所前の検温と検温結果の報告
- ・ 37.5 度以上の発熱やコロナウイルスの症状（風邪のような症状）がある場合、利用を控える。
- ・ 児童が同居している家族（祖父母など実質生活を共にしている家族を含む）に、37.5 度以上の発熱やコロナウイルスの症状（風邪のような症状）がある場合、利用を控える。
- ・ 感染防止のためマスクを持参し、マスクを着用させる。

##### ②事業所が行うこと

- ・ 送迎時に保護者から情報収集（児童及びご家族を含めた健康状態の確認）を行う。
- ・ 来所時に検温及び全身状態の確認を行う。検温結果は業務日誌に記録する。
- ・ 37.5 度以上の発熱やコロナウイルスの症状（風邪のような症状）が発生していないか、児童の経過観察を行う。

#### 2) 手洗い・うがい

- ・ 外から帰った時、食事やおやつの前、料理活動の前中後、トイレの後に手洗い（石鹸使用）を指示する。
- ・ アルコール消毒液（エタノール濃度 70%～80%）で手指消毒を行う。

### 3) マスクの着用

- ・児童に対するマスクの着用を指示する。(職員についても着用)

### 4) 換気

- ・常時換気を基本とし、室内の換気を実施する。

### 5) 消毒

- ・触れる機会が多い箇所（扉、ベランダ出入口、玄関、階段、事務所、手すり、ドアノブ、戸棚、机、トイレ、手洗い場、玩具を収納するケースや棚類、床、車両など）を消毒する。

- ・消毒液は次亜塩素酸ナトリウム 0.05%を使用する。(500ml のペットボトルにキャップ1 / 2杯の原液)

※金属部は、次亜塩素酸ナトリウムで消毒すると腐食するため、希釈した次亜塩素酸ナトリウムを散布した布で拭き取るように消毒を行う。

### 6) 活動に関する事項

- ・不特定多数の人が集まる場（屋内施設、公共施設、商業施設、公園など）への外出を控える。やむを得ない外出活動については、マスクの着用を徹底し、必要最小限の場所と時間で完結するように調節する。

- ・地域交流活動（外部者との交流活動）を控える。

### 7) 着衣に関する事項

- ・着衣（上着を含む）はウイルスが付着する可能性が高いものであり、連続して着まわすことで他者に対する感染を広げる原因となる。毎日洗濯されたものを着用し勤務する。

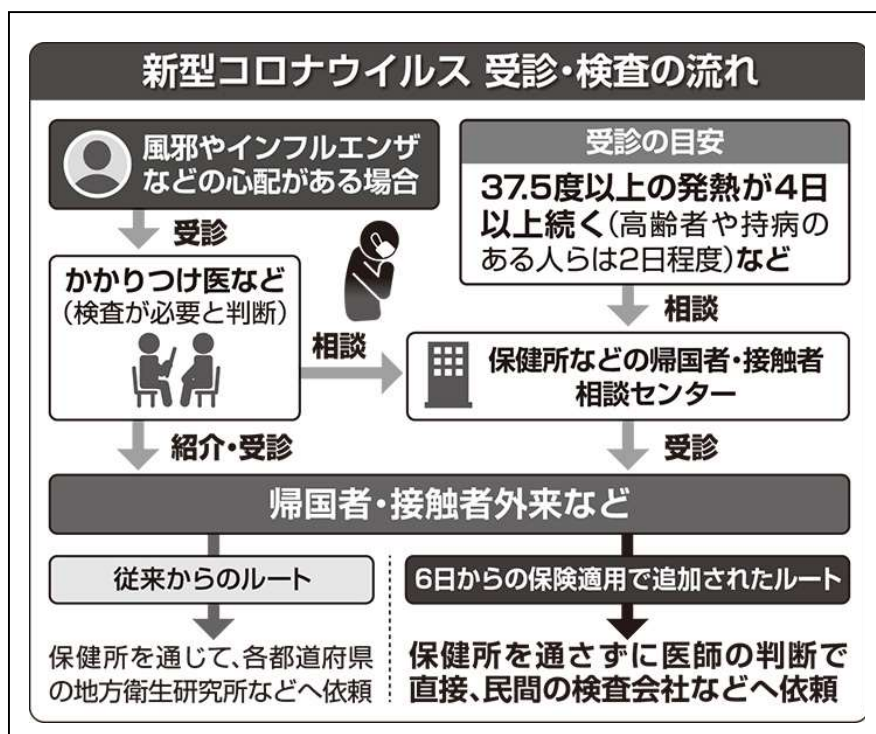
### 8) 業務に関する事項

- ・来客、外勤、会合への参加に関して、必要やむを得ない事案を除き控える。外部者と直接合わない形で業務を遂行できるように業務的工夫を行う。

- ・来客者に関して、必要やむを得ない場合を除き控える。やむを得ず訪問がある場合、事前にコロナウイルスの症状（風邪のような症状）がある場合、来所を控えるように伝えるとともに、来所時の手指消毒、マスクの着用を依頼する。

## 9)勤務に関する事項

- ・出勤前に検温を実施する。37.5 度以上の発熱やコロナウイルスの症状（風邪のような症状）がある場合、医療機関へ相談する。
- ・37.5 度以上の発熱が 4 日以上続いたり、強い倦怠感や呼吸困難がある場合、主治医と相談の上、帰国者・接触者相談センター（広島市西保健センター 0 8 2 - 2 9 4 - 6 2 3 5）（広島市佐伯保健センター 0 8 2 - 9 4 3 - 9 7 3 1）へ相談する。
- ・PCR検査実施の上、コロナウイルスに罹患していることが判明した場合、上長へ報告する。
- ・出勤再開の判断は、主治医などの医療機関の判断をもって行う。



#### 4、コロナウイルスの症状（風邪のような症状）がある児童への対応

- ・37.5 度以上の発熱やコロナウイルスの症状がある場合、相談室へ誘導し、他児童との接触を回避した上で、保護者へ連絡し帰宅誘導を行う。あわせて医療機関へ相談するように促す。

- ・37.5 度以上の発熱が4 日以上続いたり、強い倦怠感や呼吸困難がある場合、主治医と相談の上、帰国者・接触者相談センターへ連絡するように促す。

- ・利用再開の判断は、主治医など医療機関の判断をもって行う。

（家族に症状があった場合も同様）

#### 5、コロナウイルスの症状に罹患した児童の利用再開の判断

- ・コロナウイルスの感染者となった場合、PCR検査の実施など保健所や医療機関の判断をもって治癒判断をする。あわせて家族などの濃厚接触者が罹患していないことが証明された状態も含め、利用再開を判断する。